

医療機関への
受診などに便利な

マイナ保険証

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、12月2日(月)から健康保険証の新規発行が終了し、「マイナ保険証」を基本とするしくみに移行します。「マイナ保険証」は医療機関・薬局において資格情報などを確認することができるとともに、医療情報の共有化により、健康・医療に関するデータに基づいたより良い医療を受けることができます。医療機関などを受診する際は、マイナ保険証をぜひご活用ください。

問合せ

- **マイナ保険証利用**について…マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120・95・0178
- **国民健康保険**について…保険年金課国保係 ☎ 983・2604
- **後期高齢者医療制度**について…保険年金課高齢者医療係 ☎ 983・2710
- **マイナンバーカード**について…市民課マイナンバー担当 ☎ 971・0178



マイナ保険証
詳細はこちら

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用すること

マイナ保険証の利用には、マイナンバーカードへの利用登録が必要です

1. マイナンバーカードの交付申請・受取

市民課窓口で手続きできるほか、オンライン・郵送などで簡単に交付申請することができます。

※申請後、約1カ月程度でカードを受け取ることができます

2. マイナンバーカードを健康保険証として利用登録

—登録できる場所—

- ①医療機関や薬局の受付
- ②マイナポータルアプリ
- ③保険年金課または市民課窓口
- ④セブン銀行 ATM

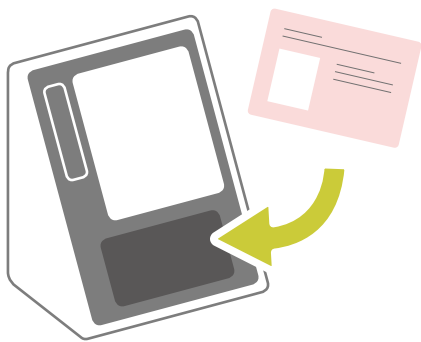


医療機関・薬局でのマイナ保険証の使い方

マイナンバーカードは
受診時に毎回持参します

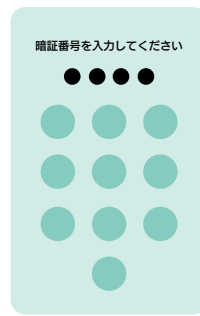
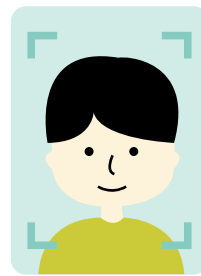
1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置く



2 本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力



3 同意の確認

診療・服薬・健
診情報の利用
について確認

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

4 受付完了

カードを取り
出す



12月2日以降の健康保険証はどうなる？

国民健康保険、後期高齢者医療制度**以外**の健康保険に加入している人…勤務先などからのお知らせを確認
国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人…今持っている健康保険証の有効期限まで使用可

健康保険証の代わりに

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が送付されます

マイナ保険証を持っている人は

「資格情報のお知らせ」

自身の資格情報を簡易に確認できる用紙です。マイナ保険証と一緒に保管し、専用のカードリーダーの設置がないなど、**マイナ保険証が使えないときに医療機関に提示**してください。「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関を受診できません。**必ずマイナ保険証をもって受診**をお願いします。

マイナ保険証を持っていない人は

「資格確認書」

健康保険証と同じサイズで発行します。医療機関に提示することで、**従来どおり保険診療を受けられます**。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合、「資格確認書」の有効期間は1年間（8月1日～翌年7月31日）です。

※国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入し、12月2日～令和7年7月31日の間に有効期限を迎える人は、期限を迎える前に、随時「資格情報のお知らせ」「資格確認書」を送付します（申請不要）。

12月2日～令和7年7月31日の間に75歳になる人

誕生日から**後期高齢者医療制度**に切り替わります。

経過措置として、マイナ保険証の有無に関わらず、令和7年7月31日を有効期限とした「資格確認書」を**対象者全員へ、誕生日前に郵送交付**します。



マイナ保険証を持つと **限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の手続きが不要**です

マイナ保険証を持っている人は、認定証の発行手続きが不要となり、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます（国民健康保険の人は、国民健康保険税の未納がないことが条件）。
マイナ保険証を持っていない人は、これまでどおり、保険年金課窓口で申請が必要です。

疑問にこたえる！ マイナ保険証



Q. マイナ保険証になると、保険の資格状況が確認できなくなるの？

A. マイナポータルからご自身の資格の状況を確認いただけます。

※「資格情報のお知らせ」でも確認できる予定です

Q. 社会保険などから切り替わるとき、「マイナ保険証」を持っている場合も、国民健康保険の加入・脱退手続きは必要？

A. 市役所での加入脱退の手続きは必要です。マイナ保険証へ登録される保険の資格が切り替わるため、必ず手続きしてください。

※手続き後、マイナ保険証に資格情報が反映されるまでに約1週間かかる可能性があります。切り替え

後すぐに受診したい場合は、「資格情報のお知らせ」を持って医療機関を受診してください。

Q. 国民健康保険（または後期高齢者医療制度）に加入していて、マイナ保険証を持っているが、「資格確認書」を交付してほしい

A. マイナ保険証を持っている人は原則「資格確認書」の発行はできません。しかし、マイナンバーカードを所持できない理由がある場合は、保険年金課窓口で交付申請ができます。また、「資格確認書」利用のためマイナ保険証の利用登録を解除する場合も、保険年金課窓口で手続きができます。（★）

※一度利用登録を解除した後でも、再度利用登録をすることで「マイナ保険証」を使用できます。